

# 御蔵島をフィールドに研究を進めるガイドライン

平成18年7月	御蔵島観光協会	作成
平成20年10月		一部改訂
平成22年6月		一部改定
平成23年6月		一部改定
平成24年8月		一部改定
平成25年7月		一部改定
令和6年7月		一部改訂

本ガイドラインでは、御蔵島をフィールドに動植物等の調査がスムーズに行えるよう、そして、調査結果が島にフィードバックされるよう、必要な諸手続や注意点、お願いなどをまとめています。

## I. 御蔵島の自然を取りまく関係法令

御蔵島は、昭和39年7月7日から富士箱根伊豆国立公園に指定されているため、自然公園法により立ち入りや行為が制限されている場所があります。また、「東京都自然公園条例」、「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」、「御蔵島村自然保護条例」、「御蔵島動植物の保護に関する条例」などによっても立ち入りや行為の制限が定められています。

### 1) 自然公園法

御蔵島は、「普通地域」である集落をのぞく全ての陸域と沖合1kmまでの海域が自然公園区域として指定されており、場所によって「特別保護地区」「第1種特別地域」「第2種特別地域」「第3種特別地域」と4種類の分類がなされています（図参照）。「特別保護地区」においては全ての（魚介類は除く）、「各種特別地域」においては指定された動植物を採取、捕獲する際には環境大臣の許可を受けなければなりません（自然公園法第十三条第3項、同第十四条第3項）。違反した場合、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金刑があります（同第七十条第1項）。「普通地域」では、開発や建設に制限があるものの、動植物の採取に関して特に制限は設けられていません。

### 2) 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要項

集落、自動車道などをのぞく陸域及び沿岸海域1000m以内で「自然環境保全地域」を指定しており（図参照）、観光目的の立ち入りの際にはガイドの同行が義務づけられています（同要綱第7条）。ただし、学術研究目的の場合は、御蔵島村長（または東京都知事）への申請により、ガイドの同行が無くとも立ち入りが許可されます。

### 3) 御蔵島村自然保護条例および御蔵島動植物の保護に関する条例

村長が指定した保全地域内（図参照）での行為を規定しています。この条例によって、保全地域における動植物の捕獲、又は島外への持ち出しが禁止されています（御蔵島自然保護条例第十一条第一項）。また、保全地域外であっても、指定されている動植物の無許可での捕獲、持ち出しは禁止されています。ただし、学術研究等の理由により特に必要と認められる場合は、村長の許可により可能となります（御蔵島動植物の保護に関する条例第八条）。その際、原則として一週間前までに村長への届け出が必要です（御蔵島自然保護条例施行規則第四条第二項）。違反した場合、氏名公表とともに5万円以下の罰金に処せられることとなります。

### 4) その他の法令

御蔵島の全森林面積の5%が森林法によって保安林に指定されています。保安林内では立木の伐採や土地の形質を変更する行為等が制限されています。御蔵島全体の約30%が、いわゆる鳥獣保護法により、都設鳥獣保護区に指定されています。文化財保護法では、国指定の天然記念物としてカンムリウミスズメ、アカコッコ、イイジママシクイ、カラスバトなどを指定しています。また、植物群落として、鈴原湿原の湿性植物群落、御代ヶ池周辺のツゲの巨木が都の指定天然記念物となっています。

#### ～各種関係法律等の御蔵島での窓口リスト～

自然公園法・・・・・・・・・・東京都三宅支庁土木港湾課管理係  
自然環境保全法・・・・・・・・・・環境省関東地方環境事務所  
森林法・・・・・・・・・・東京都三宅支庁産業課林務係  
鳥獣保護法・・・・・・・・・・東京都三宅支庁産業課林務係  
文化財保護法・・・・・・・・・・御蔵島村教育委員会  
種の保存法・・・・・・・・・・環境省関東地方環境事務所  
漁業法及び水産資源保護法・・・・東京都三宅支庁産業課水産係  
御蔵島自然保護条例・・・・・・・・御蔵島村産業課産業建設係

これら関係法令には十分留意し、御蔵島の自然環境と調査対象種の保全を念頭に置いて調査するようして下さい。

## II. 申請と研究計画書の提出

車道や里の一部を除く島全域が「自然環境保全地域」「保全地域」に指定されているため、御蔵島において動植物等の調査を行う場合は、申請と許可が必要になります。

#### 1) 採取や捕獲を伴わない調査の場合

別記様式第3号-3「調査のための立ち入り許可申請書」をご提出頂いております。ただし、村役場が立ち入り許可を出せるのは、車道沿い（地図上青ライン）や保全地域のガイドコース（地図上赤ライン）等の村有地のみとなっております。**御蔵島では、私有地が多く、また複雑に入り組んでいるため、勝手な立ち入りはトラブルとなります。あらかじめ、調査地について地図上などで示してから、協会もしくは村役場で相談するようにして下さい。**

保全地域内のガイドコース（地図上赤ライン）でも学術目的であれば、ガイドの同行がなくともお入り頂けます。ただし、コースの利用人数をモニタリングしておりますので、別記様式第3号-1にて利用箇所、人数および時間をご提出下さいますようお願いいたします。（事後申請でかまいません）

#### 2) 採取や捕獲を伴う調査の場合

別記様式第3号-3と共に第4号をご提出下さい。各項目は、出来るだけ具体的に記入するようお願いいたします。

申請書でカバーされていない事項や書ききれない事項については、別添にて提出して下さい。学生の方が申請する場合には、指導教官等の推薦状を付けるようお願いいたします。**提出して頂ける資料は、御蔵島民や観光客が島の自然と科学研究の大切さを理解するための貴重な資料となります。是非ともご協力をお願いいたします。**

#### ○別添にてお教え頂きたい事項

研究課題：研究の要点が分かりやすい題をおつけ下さい。

研究計画：研究の目的、方法、期待される成果についてお書き下さい。

参考文献：申請者のこれまでの業績や関連文献等、あればおつけ下さい。

調査場所：地図等で示して下さい。

#### ○提出先

**御蔵島観光協会へ、1部ずつお出し下さい。**メール添付でも可能です。協会が窓口となって村役場へ書類をまわします、審査と許可は村役場で行います。

### Ⅲ. 調査の実施に当たって

全島民が300名程度の御蔵島では、宿泊施設や商店などにも限りがあります。宿泊場所の確保は、最優先課題です。また多くの場合において、観光客とは違う動きをする研究者は、目立ちます。宿の方には少なくとも、研究目的であることと申請をすませて許可をもらっていることを先に伝えておくと、スムーズでしょう。

### 1) 宿泊場所の確保

民宿が8軒とバンガローが5棟あります。5月～9月のイルカウォッチングシーズンは、いずれもかなり混み合います。調査時期にもよりますが、できれば平日を中心に日程を組まれることをお奨めいたします。島内でのキャンプ、野宿は禁止となっております。

### 2) 島内交通

レンタカーやレンタバイクは、ありません。島内は、自転車が禁止されていますので基本的には、徒歩での移動となります。どうしても移動手段が必要な場合は、宿などに相談して車を借りることも可能です(ただし非常に希)。しかし、観光ハイシーズンではそれも不可能だと思っておいた方が良いでしょう。東海汽船の手荷物扱いで90ccまでのバイクが積み込めますので、それをご利用になるのも手かもしれません。ただし、極端に狭い道、急な坂ばかりの島です。十二分に注意して安全運転してください。

### 3) その他注意点

御蔵島に到着されましたら、御蔵島観光協会までお運び下さい(営業時間 8:30-17:00、3/15-11/15の期間は無休で開所、それ以外の期間は土日祝休)。**許可証**と**調査許可腕章**をお渡しいたします。保全地域(本来ガイドの同行が必要な観光ルート)に立ち入る場合は、日ごとに別記様式第3号-1を御蔵島観光協会へ提出していただいております。原則3日前までとなっておりますが、調査日程の都合により仕方なく調査後になってもご提出をお願いします。

フィールドに出るときは、必ず宿の人に一声、調査場所や帰宅時間などを伝えてから出かけましょう。また、人口300人少しの島では、島民全てが顔見知りです。こんな環境ですので、「知らない人」が野山をうろうろしていると、とても不安になりやすいのです。野外での調査中に誰かにあったら、必ず挨拶はするようにしましょう。出来るだけコミュニケーションを図るようにして下さい。

### 4) お願い

御蔵島での調査をまとめた論文や紀要、報告書などがありましたら、どのような形でもかまいませんので、御蔵島観光協会までお知らせ下さい。出版物の場合、コピーや別刷りをいただけると、大変助かります。観光協会では、調査されたことを整理し、調査で分かった事柄を出来るだけ住民へフィードバックしたいと考えており、Mikurensis-みくらし島の科学- (ISSN-2187-0403)という研究紀要を年一回発行しています。御蔵での調査成果をまとめて、発表していただけると嬉しく思います。また、住民を対象とした講演なども歓迎いたします。昆虫や鳥類の研究成果に関する報告会をこれまでにいくつか開いております。ご相談下されば、会場手配や呼びかけなど、運営をさせていただきます!

御蔵島観光協会

Tel. 04994-8-2022 Mail: [info@mikura-isle.com](mailto:info@mikura-isle.com)

別記様式第3号-1

御蔵島村長殿		令和 年 月 日		
申請者氏名				
御蔵島村自然環境保全地域 (陸域) へ立ち入るので、御蔵島村自然保護条例第11条2項及び同条例施行規則第4条1項に基づき、下記により申請します。				
利用予定日	令和 年 月 日			
利用コース ・時間	入口名 (No. )	経由地名	出口名 (No. )	許可No
	( )		( )	
	:		:	
	( )		( )	
	:		:	
	( )		( )	
:		:		
* 出入口は場所と番号で記入、複数のコースを利用する場合は、全てを記入すること。1、都道終点口 2、南郷口 3、御代ヶ池口 4、長滝山口 5、鈴原口 6、尾番の尾口 7、家の沢口 8、赤沢口 9、えびね公園 10、乙女峠口				
立入り人員	名 (ガイド 名)			
ガイド氏名	氏名 :			
連絡先	連絡先 :			

\* 下記の欄に実績の報告をお願い致します。

実際立ち入った人数	名 (ガイド 名)
その他の変更点 (あった場合)	

\*1 この申請書は指定地域内に立ち入ろうとする人が原則として3日前までに村長あてに提出して下さい。提出後、3日以内に許可書発行致します。

\*2 申請の内容に変更があった場合、下の欄に記入し提出して下さい。また、変更が無い場合でも、本許可証は返還して下さい。

\*3 その他、御蔵島村自然保護条例等関係諸規定を遵守して下さい。

調査のための立ち入り許可申請書

申請者氏名

所属機関

連絡先

御蔵島村自然保護条例第11条及び同条施行規則第4条第1項に基づき、下記の通り申請します。

項目	内容
調査内容	
調査方法	
期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
調査者 (全員記入)	
調査のための 立ち入り場所 (該当全てに○)	( ) 車道、里内、ガイド不要コース ※注1 ( ) ガイドコース *指定地域立入申請書(様式第3号-1)提出 ( ) その他 *同上申請書、地権者、関係機関の許可必要の [下に場所を記入] 場合あり
動植物等の捕獲、持ち 出し (該当に○)	( ) なし ( ) あり *捕獲・持ち出し申請書(様式第4号)提出
調査結果の報告	報告方法 ※注2 ( )
上記の申請について	許可 不許可 します。 令和 年 月 日 御蔵島村長 公印

※1 この場所のみの立ち入りの場合申請書の提出は不要ですが、参考のため提出をお願いします。

※2 「調査研究」は島の財産蓄積となりえます。出来れば何らかの形で報告をお願いします。

\*ガイドコースの利用、採集・持ち出しがある場合は、必要な申請書も合わせて提出して下さい。\*この様式で収まらない場合は別紙にて必要事項を記入の上、添付して下さい。

別記様式第4号（第11条関係）

令和 年 月 日	
御蔵島村長 殿	申請者氏名 所属機関 連絡先
御蔵島村自然保護条例第11条及び同条例施行規則第4条第2項に基づき、下記の通り申請します。	
捕獲・島外へ持ち出そうとする個体について	
<input type="text" value="固体名"/>	
<input type="text" value="形状"/>	
<input type="text" value="数量"/>	
捕獲・島外持ち出しの別	
捕獲の理由・目的	
本申請に係る捕獲作業従事者氏名	住所 氏名 申請者との関係
捕獲しようとする場所	
捕獲しようとする期間	
島外持ち出しの場合の輸送方法	
捕獲する場合の使用器材	
他の種に対する影響の抑制方法	
上記申請について <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可 します。	
令和 年 月 日	
御蔵島村長 公印	

- 備考 1 この様式で収まらない場合は別紙にて必要事項を記入の上、本様式にその旨を記載し添付してください。
- 2 場所及び使用器材について、図面等のある場合は添付してください。
- 3 許可を受けた本申請についての作業中は常時携帯してください。